

730 NPO・LSA 技術セミナー運営内規

第1章 総則

(目的)

第1条 この内規は、特定非営利活動法人最終処分場技術システム研究協会(以下、「NPO・LSA」という。)の匠の会が実施するNPO・LSA技術セミナーの運営に係る内容を定める。

(位置づけ)

第2条 技術セミナーは、環境分野で活躍し豊富な経験を有する方々や関連する分野の専門家の方々を講師に迎えて会員に対して啓発を行う場であり、環境関連技術等に関する経験・知識の次世代への伝授を目的として行うものであるとともに、一般国民に対してNPO・LSAの活動を発信する場とする。

第2章 基本的事項

(開催)

第3条 技術セミナーの実施は匠の会と普及・啓発委員会との共催とする。

第4条 技術セミナーの講師及び参加者は、NPO・LSA会員・非会員を問わない。

第5条 技術セミナーの開催は、年間3回(原則4月、8月、12月)を予定する。

第6条 技術セミナー参加者は、50名程度を目標とする。ただし、セミナーの内容等による参加者の増減の是非は問わない。

第7条 技術セミナーの時間は、16時30分に開催、18時30分終了の2時間を基本とする。

(開催場所)

第8条 技術セミナーの会場は、できるだけ安価で交通の便の良い場所を選定する。(例えば、当面、新宿NPO協働推進センターなどが該当する。)

(技術セミナーの内容)

第9条 技術セミナーは、前半1時間を講師の講演、後半1時間を講師と参加者の質疑応答及びフリーディスカッションの場とする。後半の質疑応答及びフリーディスカッションは、自由な雰囲気での発言を促すため、飲み物など飲みながらザックバランな意見交換会とする。

(経費)

第10条 講師への謝金は、「謝金給付給規程」による。

旅費・交通費・宿泊費は、「出張旅費取扱い要領」及び「外部講師旅費規程」により、支給する。

第11条 技術セミナーの参加費は、開催ごとに収支バランスがとれることを原則とするが、概ね2,000円/人を目安とする。なお、参加者には、NPO・LSAから領収書を発行する。

第3章 開催要領

(開催の準備)

第12条 開催日時は、匠の会と普及・啓発委員会（以下、「両委員会」という。）により講師、演題、開催日時を検討し、匠の会が決定する。匠の会は講師と交渉して開催日時及び演題など決定する。会場予約の都合上、開催日の遅くとも1か月前までに講師及び演題などを決定することを目安とする。

第13条 両委員会は、開催時期の確定に合わせて、会場を確保するとともに会場の設営などを行う。

第14条 匠の会は、講師決定後、速やかに講演内容を講師に確認し、開催案内を作成する。開催案内は普及・啓発委員会を通じてホームページに掲載するとともに、事務局を通じて会員等にメールで通知する。

第15条 両委員会は、技術セミナーの参加者の増員を図るべく宣伝活動を行う。

(参加申込み)

第16条 技術セミナーの申込み方法は、参加を希望する者が事務局へメールで申し込むものとする。申込み受付の返信は原則として行わない。

第17条 参加希望者は先着順とし、会場の収容人数を超える申込みがあった場合は、ホームページで告知するとともに、申込みをしても入場できない申込み者には事務局から参加できない旨を伝える。

(開催当日の受付及び会計)

第18条 受付及び会計は、両委員会が行う。会計責任者は匠の会会長とする。

(司会・進行)

第19条 技術セミナーの司会・進行は、原則として講師招聘の交渉窓口となった人間が務めるものとするが、必要に応じ柔軟に対応する。

第20条 司会はわかりやすく講師を紹介し、セミナーをスムーズに進行する。セミナー内容及び講演の進め方は講師に一任する。後半のフリーディスカッションは講師を囲む形に机を配置して行う。司会は、なるべく多くの参加者に発言してもらうように努める。

(配布資料等)

第21条 技術セミナーにおいて配布資料がある場合は、匠の会が用意し配布する。その他、質疑応答及びフリーディスカッション時の飲み物などの準備は両委員会で協力して準備する。

(セミナー終了後の片づけ)

第22条 両委員会のメンバーは、セミナー参加者の協力を得て、速やかに会場を片付け、現況復旧する。

(懇親会)

第23条 両委員会及びセミナー参加者の有志により、セミナー終了後に懇親会を開催することを原則とする。その際、フリーディスカッションの継続と交流を目途として、できる限り講師を招待する。

第24条 懇親会の費用は、原則として参加者から均等に徴収するが、技術セミナーで余剰金が得られた場合は適宜充足することもできる。

第4章 報告

(会計報告)

第25条 技術セミナー終了後は、速やかに収支決算を行い、NPO・LSA事務局に報告する

(開催報告)

第26条 匠の会は、技術セミナーの開催結果を速やかにまとめ、普及・啓発委員会を通じてホームページに掲載する。

(改廃)

第27条 この内規の改廃は、事業活性化委員長の専決事項とする。

付 則 この内規は、平成28年1月14日より施行する。

改定履歴
平成29年9月13日改定
2021年9月16日改定
2024年10月17日改定